

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年7月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第35号

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員厚生会規則の一部を次のように改正する。

第36条の見出しを削り、同条第1項中「消防署」の右に「及び消防分署」を加え、同条第2項中「規程で」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 支部は、所属に係る別に定める事務（京都市伏見消防署にあつては、京都市伏見消防署醍醐消防分署に係るものを除く。）を取り扱うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)